

別紙 1

こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託に係る プロポーザル方式業者選定要領

1. 目的

本要領は、西海市（以下「本市」という。）が実施する「こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託」に際し、専門的知識及び技術を有する者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定することについて、必要な事項を定めたものである。

本業務は、こども未来メッセージコンテストの入選作品等を活用した啓発グッズ及びノベルティを制作・配布することにより、児童・生徒をはじめ市民の脱炭素・環境保全意識の向上を図ることを目的とする。

2. 公募の概要

(1) 業務名

こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託仕様書」を参照

(3) 委託期間

契約締結日から 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

(4) 見積限度額

金 1, 3 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. プロポーザル参加条件等

(1) 参加者

本プロポーザルに参加することができる者は、本市に入札参加資格者として認定されている者、又は、プロポーザル参加表明書の提出時に本市の入札参加資格審査申請書を提出し認められた者とする。

(2) 資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当し、かつ本業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

- イ 公告日から契約締結の間において、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 17 年西海市訓令第 45 号）の規定による指名停止措置を受けている期間がない者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- エ 西海市暴力団排除条例（平成 24 年西海市条例第 20 号）第 2 条第 1 号から第 9 号までの規定に該当しない者
- オ 西海市発注における系列会社等の同一入札案件参加制限要領（令和 6 年西海市告示第 72 号）第 2 条の規定に該当しない者
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者
- キ 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者
- ク 自治体又は行政機関を対象とした啓発物品、ノベルティ、記念品等の制作実績を有し、当該実績を証明する書類（契約書、発注書、納品書、実績一覧等）を提出できる者。
- ケ 長崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

4. 全体スケジュール（予定）※公募の場合

	項目	期日等
1	公募開始（西海市ホームページ掲載）	令和 7 年 12 月 2 日（火）
2	参加表明書の提出期限	令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時 00 分
3	参加資格審査の結果通知	令和 7 年 12 月 16 日（火）
4	説明会	開催しません
5	質疑書の受付期限	令和 7 年 12 月 22 日（月）17 時 00 分
6	質疑書の回答期限	令和 7 年 12 月 24 日（水）17 時 00 分
7	企画提案書等の提出期限	令和 7 年 12 月 26 日（金）17 時 00 分
8	第 1 次審査（書類選考）	省略する
9	第 2 次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 1 月 8 日（木）
10	選定結果通知予定	令和 8 年 1 月 9 日（金）
11	業務委託契約締結	令和 8 年 1 月 15 日（木）

※予定のため期限が変更となる可能性があります。

5. 担当部課

西海市 さいかい力創造部 新産業推進課

住 所：〒857-2302 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸桧浦郷 2222 番地

電 話：0959-37-0076（新産業推進課直通）

F A X：0959-23-3101

電子メールアドレス：sangyou@city.saikai.lg.jp

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、次のとおり表明すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

イ 財務諸表（直近 1 年分の貸借対照表及び損益計算書）

ウ 令和 7 年度西海市競争入札有資格者でない者は、「西海市入札参加資格申請書」を併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日（金） 17 時 00 分（必着）

(3) 提出場所

さいかい力創造部新産業推進課（前記 5 参照）

(4) 提出方法

プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）に必須事項を記入の上、電子メールで提出すること。プロポーザル参加表明書を提出する場合の電子メールの件名（題名）は、「プロポーザル参加表明書 [こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託]」とし、提出後に着信確認の電話をすること。期限を過ぎたものは受け付けない。

電子メールにて提出したプロポーザル参加表明書については、企画提案書を提出する際に、紙媒体の原本を併せて同封すること。

(5) 辞退方法

プロポーザル参加表明書を提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限の日までにプロポーザル参加辞退届（様式第 6 号）を提出すること。

7. 質疑の受付及び回答

本要領及び仕様書に関する質疑を次のとおり受け付ける。

別紙 1

(1) 提出書類

質疑書（回答書）（様式第 5 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 22 日（月） 17 時 00 分

(3) 提出場所

さいかい力創造部新産業推進課（前記 5 参照）

(4) 提出方法

質疑箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メール又は F A X により提出すること。質疑書を電子メールで提出する場合の件名（題名）は、「質疑書 [こども未来メッセージコンテスト啓発グッズ等制作業務委託]」とし、提出後に着信確認の電話をすること。期限を過ぎたもの、また他の方法による質疑は一切受け付けない。

(5) 回答方法

質疑に関する回答は、令和 7 年 12 月 24 日（水）までに適宜、西海市ホームページに掲載する。なお、当該回答をもって、本要領及び仕様書の追加または修正をしたものとする。

8. 企画提案書の提出

企画提案書の提出に当たっては、次の各号に掲げる事項に従うこと。

(1) 提出書類

	提出書類	備考
①	企画提案書（様式第 7 号）	仕様書の目的・業務内容を踏まえ、啓発効果、デザインコンセプト、環境配慮の方針、制作体制等が分かるよう記載すること。添付資料についても記入し提出すること。
②	制作スケジュール及び工程がわかる資料（任意様式）	デザイン確定、校正、量産、納品までの工程が分かるもの。
③	会社概要がわかる資料（任意様式）	会社の所在地、組織体制、事業内容等の基本情報が確認できる資料を提出すること。

④	自治体等における制作実績が確認できる資料 (任意様式)	自治体又は行政機関における啓発物品、ノベルティ、教育・啓発ツール等の制作実績が確認できる資料 (契約書、発注書、納品書、実績一覧等のいずれか) を提出すること。
⑤	参考見積書 (任意様式)	見積内訳書まで含むこと。参考見積書の金額が見積 限度額 (税込 1,320,000 円) を超えた場合は失格とす る。

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日 (金) 17 時 00 分

(3) 提出場所

さいかい力創造部新産業推進課 (前記 5 参照)

(4) 提出方法

持参または書留郵便 (提出期限内必着) とする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵送方法によるものとし、郵便事故等により申込書類等が期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることができない。

(5) 提出部数

正本 1 部 (代表者印押印のもの)、副本 5 部 (正本の写し)

期限が過ぎたものは受け付けない。提出書類は製本し、インデックスをつけ、簡易な A 4 ファイル (任意) で提出すること。

9. 第 1 次審査 (書類選考)

(1) 選定方法

第 1 次審査は省略することとし、第 2 次審査において書類審査及びプレゼンテーション等による選定を実施する。

(2) 結果通知

第 1 次審査を行わないため、第 1 次審査結果の通知は行わない。

10. 第 2 次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

(1) 選定方法

選定委員会が、「11 評価基準」に基づき、提案者から提出された企画提案書等

及び提案者プレゼンテーション・ヒアリングにより評価する。

なお、参加者が1提案者のみの場合でも審査は実施する（公募型の場合）が、一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 実施日

令和8年1月8日（木）午前中（予定）

※時間・場所等の詳細については、対象者に別途通知する。なお、順番は企画提案書等の提出順とする。

(3) 1者あたりの時間配分

- ・ 企画提案プレゼンテーション 30分以内
- ・ 企画提案に対する質疑応答 10分程度

(4) 出席者

1社3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受注した場合の主任担当者等は必ず出席すること。

(5) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、第2次審査に参加した全ての提案者に書面で通知する。

(6) その他

- ・ プレゼンテーションに用いるプロジェクター、スクリーン、VGAケーブル、延長コード、レーザーポインターは担当部課で準備する。
- ・ パソコン（プロジェクターとHDMI接続する場合はHDMIケーブルを含む。）は、提案者で準備すること。
- ・ 準備に要する時間は5分程度を目安とし、説明時間には算入しない。
- ・ プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差替えは認めない。

11. 評価基準

(1) 第1次審査（書類選考）については省略する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の評価基準及び配点（満点100点）は、次のとおりとする。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	事業提案内容 (企画力)	仕様書に記載された目的に沿っており、啓発効果やデザイン性、メッセージ性が高く、児童・生徒・保護者等に訴求力のある内容が提案されているか。業務の実現性、創意工夫、表現力が十分であるか。	30 点
2	事業構成・内容	提案されたグッズ全体が体系的・一貫性を持って構成され、コンテスト事業との連動性があり、期待した効果が得られる内容となっているか。	10 点
3	環境配慮	バンブー素材や再生プラスチック等のエコ素材活用、簡易包装、資源循環に配慮した製造方法など、脱炭素・環境負荷低減の観点から優れた提案となっているか。	15 点
4	実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、短期間での制作・校正・量産・納品までの業務が円滑に実施できる体制が整っているか。	10 点
5	事業実績	行政ノベルティ・啓発物品の制作実績や、メッセージの視認性向上を考慮したデザイン制作経験を踏まえ、本業務に必要な制作能力・品質管理能力を備えているか。	15 点
6	スケジュール	令和 8 年 3 月中旬までの納品に向けて、適切で現実的なスケジュールが設定されているか。制作工程(デザイン、校正、量産、納品)の妥当性が認められるか。	10 点
7	設計・見積額 (価格)	仕様書に基づく適正な設計がされており、見積金額が合理的かつ妥当であるか。必要な品質を確保しつつ、コストパフォーマンスに優れた内容となっているか。	10 点

(3) 順位の決定方法

前項の評価基準により、選定委員ごとに評価項目の点数を合計して、合計点が高い者を第 1 位とし、次点を第 2 位とする。なお、点数が同一の提案者が複数あった場合には、各選定委員の評価項目 1（事業提案内容（企画力））の合計点が最も高い者を第 1 位とし、この点数も同一の場合には委員の評決により選定する。

なお、審査における最低基準点は 300 点（6 割）とし、すべての提案が最低基準点を下回った場合は候補者を選定しない。（審査員 5 名 × 100 点 = 500 点満点）

1 2. 契約の締結

選定委員会による選定結果に基づき、本市が第 1 優先交渉権者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わった時や、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じた時は契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、本市は第 2 優先交渉権者と契約に向けた交渉を行う。

1 3. 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施にのみ使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約者となった者が作成した企画提案書の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、契約者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 提出された企画提案書については公開しないものとする。なお、企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにすること。
- (7) 企画提案書の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、当該企画提案者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。
- (8) 審査結果は本市のウェブサイト等において公表する。
- (9) 企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本市がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項については、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

1 4. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 「3 プロポーザル参加条件等」に記載している要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類すべてを提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合（税込 1,320,000 円を超える場合）
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合